

令 2 香南市監査委員告示第 2 号

令和 2 年 1 月 9 日付け 01 香南監委発第 32 号、令 2 香南市監査委員告示第 1 号により公表した定期監査結果報告書に基づき、措置を講じた旨の通知が香南市長及び香南市教育長からあったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、当該通知に係る事項を公表します。

令和 2 年 2 月 10 日

香南市監査委員	岩本 淳
同	有岡 正博
同	宮崎 晃行

令和元年度の定期監査(契約関係)の結果に基づき、講じた措置の状況は下記のとおりです。

※原文の内容を変更しない程度に、一部校正しています。

記

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
(1) 公文書の管理について<総括 総務課>	
<p>公文書の整理及び保存については、香南市文書管理保存規程及び文書事務規程において定められている。情報公開の観点からも根拠法令に基づく事務処理が極めて重要であることから、次の点について留意されたい。</p> <p>ア 保存年限について</p> <p>文書管理保存規程第 2 条第 2 項第 2 号イの規定により、契約に関するものは「10 年保存」とされている。保存年限については、平成 28 年度及び 29 年度の定期監査においても指摘し、総務課より周知されているにもかかわらず、3 年保存・5 年保存となっているものが、未だ散見された。</p> <p>瑕疵担保の条項に「請求を行うことのできる期間は 10 年」と規定されている契約書については、保存期間が 5 年では、文書が廃棄された後に請求事案が発生（10 年以内）した場合、請求の根拠となる瑕疵担保条項を証明することが困難または不可能となることから、契約内容と保存年限の整合性を図られ、情報公開制度も踏まえ、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 公印の要否等について</p> <p>文書事務規程第 12 条で、公印等の押印について、「文書を発送しようとするときは、公印及び契印を押印するものとする。ただし、</p>	<p>保存年限につきまして、現在のシステムでは文書作成時に保存年限を選べますが、令和 2 年度にシステム改修を実施し、簿冊に保存年限を紐付けすることにより、誤った保存年限が設定されないようにします。</p> <p>また、公文書に関しての職員研修を実施し、適正な事務処理が行われるようにします。</p> <p>公印の要否につきまして、現在のシステムでは、初期設定が公印要になっており、これにつきましてはシステムで公印の要否を判断するのは困難です。</p>

<p>簡易な文書は、これを省略することができる。」とされている。</p> <p>今回、公印の押印が不要の文書が、回議書では公印要となっているものが散見された。公印の押印の有無は、公文書の重要な要素であるので、回議書において、慎重に審査すべきである。</p> <p>また、文書を発送しているが、回議書に宛先・発信者の記載が無いものも一部で見受けられた。文書管理の点から何処へ発送したかは、回議書でも確認できるようにすべきである。</p> <p>今後は、回議書の作成における適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>今後は、システムで公印の要否を選択する旨をインフォメーションや職員研修により周知していきます。</p>
--	--

(2) 契約内容について

<p>契約は、当事者の意思の合致によって成立するものであることから、契約内容の齟齬が生じることを防ぐためには、当初の契約時における契約内容の十分な精査による適正な契約書の作成が必要である。</p> <p>また、契約の履行確認については、自治法第234条の2第1項において、「政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（中略）をするため必要な監督又は検査をしなければならない」と規定されている。</p> <p>契約内容が適正に履行されたかどうか確認することは、非常に重要であり、それまでの契約方法等がいかに適正であっても、履行が不十分であれば結果として目的が果たせないことになると考える。</p> <p>今回の監査においては、契約書の作成及びに履行確認等の点について留意、改善すべき事項が認められた。</p>	
---	--

<p>自治体職員としての法令遵守は言うまでもなく、契約事務の公平・公正・透明性の確保を図り、説明責任が果たせるよう適正な職務の遂行に努められたい。</p>	
<p>ア 幼稚園使用料及び借地料<こども課></p>	
<p>上記業務の契約については、土地の所有者が相続により変更されたことに伴うものである。契約書に記載された対象用地において、相続の確認のため取得した登記後の登記事項要約書に請求抜かりの土地が一筆あった。</p> <p>当該賃貸借契約においては、対象用地全筆の登記簿上の所有者の確認が必要であり、登記されたことの確認が不十分であるにもかかわらず、契約及び支払いを行っており、不適切な事務処理となっている。</p> <p>今後は、契約における必要な書類徴取についての遺漏がないように留意し、契約内容の確認を確実に言い、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>賃貸借契約に関わる対象用地と登記上の所有者の確認は必須事項であり、特に相続後の土地所有者の確認は厳密に行うべきである。</p> <p>指摘のあった筆については、契約者に所有権が変更されていることを確認し、対象用地全筆が契約者になっていることを確認しました。</p> <p>今後は、契約の更新毎に契約者と対象用地の所有者が合致していることを確認し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>イ 食生活改善委託業務<健康対策課></p>	
<p>上記業務において、食生活改善推進協議会から業務完了通知書が提出されておらず、履行の確認は行っているが、検査調書が作成されていない不適切な事務処理となっている。</p> <p>香南市財務規則第 116 条第 2 項において、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認について検査が義務付けられており、業務が完了したときは、契約内容との確認を確実にしなければならない。</p> <p>また、同条第 4 項及び第 5 項で、完了の通知の受理、検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならないと規定されている。</p> <p>今後は、業務完了後の完了検査時には、当該</p>	<p>業務を委託しております食生活改善推進協議会には、業務完了後適切に契約内容を確認するために、今年度から香南市財務規則第 116 条を遵守し、業務完了通知書が必要であることを既に伝えており、確実に業務完了通知の提出を求めます。</p> <p>また、検査を完了した際には検査調書を作成し、適切な事務処理を実施します。</p> <p>今後は、業務完了後の完了検査時には、当該事業の目的や性質に応じた履行確認を確実に言い、適切な事務処理に努めます。</p>

<p>事業の目的や性質に応じた履行確認を確実に 行い、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>また、香南市財務規則を遵守し、すべ ての契約におきましても適切な事務処理 に努めます。</p>
<p>ウ 固定資産税課税資料異動更新業務<税務収納課></p>	
<p>上記業務において、見積有効期限が過ぎた見 積書の金額で、契約を締結していた。</p> <p>契約を結ぶ際に、契約内容の根拠として徴取 した見積書の有効期限が過ぎており、契約時 における契約内容の十分な精査ができている とは言えない不適切な事務処理となっている。</p> <p>見積書に有効期限が記載されているのは、価 格変動や取引条件の変動に備えるためである。</p> <p>契約時においては、見積書の内容を検討の上、 適当であると判断し、契約を行うべきである が、有効期限の過ぎた見積書では判断でき ないと考ええる。</p> <p>今後は、内容精査と判断を行うことができる 根拠資料を徴取し、適正な事務処理に努め られたい。</p>	<p>指摘のあった見積書の有効期限につい て、今後の契約時には有効期限内の見積 書を徴取し、適切な事務処理を行うよう 改める措置を講じました。</p>
<p>(3) 契約書に貼付されるべき印紙税額について</p>	
<p>契約書への印紙の貼付の要否については、契 約内容と印紙税法の規定に基づき判断する こととなる。</p> <p>今回の監査において、印紙税が不足する事 案が認められたので、適正な事務の執行に 努められたい。</p> <p>請負に関する契約書のうち、建設業法第2 条第1項に規定する建設工事の請負に係る 契約の印紙税額については、印紙税額一 覧表の文書の種類における第2号文書に 該当し、契約金額に応じた額としての印 紙が必要であるが、変更契約に伴う契約 書に貼付されている印紙の額が、本来貼 付すべき金額と異なり、不足であった。</p>	<p><建設課></p> <p>当工事に対する印紙税額一覧表の建設 業法第2条第1項に規定する建設工事の 請負に関する契約の印紙税額は5,000 円となっているが、200円の印紙しか 貼っていない。請負業者に連絡し、新 たに5,000円の印紙を貼付しました。</p> <p>今後は、印紙税額一覧表の規定に基づ き、適正処理に努めます。</p>

<p>印紙税が課される文書について貼付していない場合、納付しなかった印紙税額の3倍（自主的に申し出たときは、1.1倍）の過怠税が課されることとなっている。</p> <p>正当な印紙が貼られていない場合、市が容認したとも受け取れるため、契約所管課は貼付の要否、額面の誤りがない適正な契約書となっているか確認されたい。</p> <p>（建設課）岸本橋外2橋 橋梁修繕工事 （こども課）総合子育て支援センター敷地造成工事</p>	<p><こども課></p> <p>印紙税法の規定に基づき、当該工事に係る増額請負代金額 3,717,360 円に対する印紙税額 1,000 円のうち、不足していた 800 円の印紙税を契約書の第3条による受注者負担により処理しました。</p> <p>今後は、担当者が契約金額に係る適正な印紙税額の確認を行い、適正な処理に努めます。</p>
---	---